

○文部科学省令第二十六号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十条並びに独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）第六条第二号（附則第五条第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第五条第三項において準用する同令第三条第一号イ及びロ並びに第二号、第五条第一項第二号から第五号まで並びに第十三条の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の見出し中「保育所等」を「法附則第八条第一項各号に掲げる施設」に改め、同条中「附則第八条第一項に規定する保育所等及び特定保育事業」を「附則第八条第一項各号に掲げる施設」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（平成二十九年年度の災害共済給付契約の契約締結期限の特例）

2 平成二十九年年度の災害共済給付契約（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第三条に規定する専修学校並びに同法附則第八条第一項第二号、第五号及び第六号に掲げる施設の災害共済給付に係るものに限る。）の契約締結期限については、この省令による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（以下「新令」という。）第二十七条（新令附則第七条において準用する場合を含む。）中「五月三十一日」とあるのは、「七月三十一日」とする。

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第二十六号）
○独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	<p>附 則</p> <p>（<u>法附則第八條第一項各号に掲げる施設の災害共済給付</u>）</p> <p>第七條 法附則第八條第一項各号に掲げる施設の災害共済給付については、第十七條第二項、第十九條から第二十五條まで、第二十七條、第二十八條並びに附則第一條の二及び第一條の三の規定を準用する。</p>
改 正 前	<p>附 則</p> <p>（<u>保育所等の災害共済給付</u>）</p> <p>第七條 法附則第八條第一項に規定する保育所等及び特定保育事業の災害共済給付については、第十七條第二項、第十九條から第二十五條まで、第二十七條、第二十八條並びに附則第一條の二及び第一條の三の規定を準用する。</p>